

協議事項25

学校園における臨時休業措置について

みだしの件を市内全校園に通知することについて、協議事項として以下のとおり提案する。

令和元年9月17日提出

校 園 長 様

総 務 課 長
学 校 教 育 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長
児 童 生 徒 課 長

学校園における臨時休業措置について（通知）

1. 大型台風等の神戸市接近に伴う教育委員会による臨時休業措置

大型台風の接近に伴い、翌日に神戸市全域に気象警報の発表が予想され、交通機関の大部分が運休するなど、子供たちに危険が及ぶと教育委員会が判断する場合

神戸气象台、交通機関の運休、危機管理室等の情報を元に教育委員会において一斉に終日臨時休業と決定する。



- ・臨時休業の決定及び一斉通知は、前日の13時までに全校園に行う。
- ・前日の13時までに通知が無い場合は、原則通り校園長判断とする。

2. 気象警報・特別警報の発表に伴う学校園による臨時休業措置

気象警報が発表された場合、子供たちの安全を最優先に考え、地域の特性に応じた臨時休業の措置をとる。休校措置の判断基準については、各学校園で年度初めに全保護者へ周知し、各学校園のホームページなどにも記載する。また、警報発表に備え、同一中学校区内において原則同様の対応が取れるよう近隣校と連携・相談し、警報が発表された後には、保護者へメール等で今後の学校園対応について連絡する。

※近隣校（特に同一中学校区内）での判断基準について再度見直しを行っておく。

3. 地震災害に伴う臨時休業措置

神戸市域内に、震度5弱以上の地震が発生した場合、防災指令3号が発令され、学校園は終日臨時休業となる。（震度4以下の場合でも校区内の状況で子供たちが登校することで危険が及ぶ恐れがある場合については、4.の適用により、校園長判断で臨時休業の措置をとることができる。）

各学校園で作成した防災マニュアルに従い行動し、子供たちの怪我等の状態の確認や必要に応じて応急手当を行う。また、余震についての安全指導を行い、津波等の二次災害情報についても確認し、子供たちの安全確保に努める。

通学路等学校周辺の安全確認を行い、保護者へメール等で今後の引き渡し等学校園の対応について連絡する。（幼稚園・小学校は必ず保護者へ引き渡し）

いざというときに混乱が無いように「震度5弱で学校へGO！」等、震度5弱以上で引き渡しになることや、引き渡し訓練等を通して、引き渡し方法についても保護者へ周知しておく。

4. その他の臨時休業措置

非常変災その他急迫の事情により、子供たちに危険が及ぶ恐れがある場合、校園長の判断で臨時休業とすることができる。

※臨時休業措置をとる場合、同一中学校区内においては原則同様の対応がとれるよう近隣校と連携・相談をする。また、必要に応じて児童館、学童保育コーナー、学校開放、放課後の子供教室等とも連携を図る。

<報告について>

- ・上記2により各学校園において校園長判断で臨時休業の決定をした場合は、幼稚園は地区長園へ、小中学校は区幹事校へ、高校は直接学校教育課へそれぞれに決められた様式で、FAXにて報告する。
- ・上記4により学校園において臨時休業の決定をした場合は、「非常変災等による臨時休業について（報告）」事務局イントラ（学校教育課）を提出する。
- ・特別支援学校については、上記2および4により学校長の判断で臨時休業の決定をした場合は、特別支援教育課に連絡する。

担当：学校教育課人権・教育振興担当 妹尾 和幸
TEL 984-0713